

食品リサイクル肥料認証制度実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、循環型社会の形成を推進し地球環境への貢献に寄与するために、食品循環資源由来の肥料について、食品循環資源を一定以上含有し、肥料取締法に準拠するとともに、製造等に関する認証基準に適合する肥料を食品リサイクル肥料として認証する制度の実施に必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「認証」とは、別表に定める肥料認証に関する基準（以下「食品リサイクル肥料認証基準」という）に適合する肥料であることを、食品リサイクル肥料認証機関（以下「認証機関」という）が認め証することをいう。
- 2 この要綱において、「食品リサイクル肥料」とは、認証基準に適合した肥料をいう。
- 3 この要綱において、「受証者」とは、認証機関によって認証を受けた肥料を製造する事業者をいう。また受証者は食品リサイクル肥料製造事業者を称することができる。

(認証機関の設置)

- 第3条 食品リサイクル肥料認証事業の適正な運営を図るため、財団法人日本土壌協会を認証機関とする。
- 2 認証機関の組織および運営等に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食品リサイクル肥料認証制度実施要領に定める。

(認証の基準)

- 第4条 食品リサイクル肥料の認証基準は、別表第 1 の食品リサイクル肥料認証基準に定めるものとし、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 食品循環資源を原料とする肥料であって、肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が容積比または重量比で 10%以上含有する肥料とする。ただし、戻したい肥を使用するたい肥の場合は、戻したい肥を除く原材料のうち食品循環資源の割合が 10%以上含有されるものとする。
- 二 たい肥については、前条に該当する肥料であって、肥料製造時に表面から深さ 30cm 層の温度が 60℃以上を連続する 7 日間以上保持されて製造され、製品において異物混入が無く、熱水抽出法によるこまつな種子の発芽率が 80%以上であること。
- 三 たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は、前条に該当する肥料であって、製造工程における製品の安全性が担保されていて、製品において異物混入が無いこと。

(認証の申請)

第5条 食品リサイクル肥料の認証を受けようとする者は、審査料を添えて認証申請書（別紙様式1）により認証機関に申請するものとする。

(認証の審査及び決定)

第6条 認証機関は、前条による申請が行われた場合は、申請の内容について申請書の審査、聞き取り、必要に応じて現地調査等の適切な方法により調査・確認するものとする。

2 認証機関は、前項の調査・確認の結果前条の申請内容が食品リサイクル肥料認証基準に適合すると認めるときは、当該申請者の肥料認証を決定し、認証書と認証番号（別紙様式2）を交付するものとする。

3 第2項により肥料認証が決定したときは、受証者は別紙様式3に定める食品リサイクル肥料認証契約書に記名・押印し、認証機関との間で食品リサイクル肥料認証契約を締結しなければならない。

4 認証機関は、前条の申請内容が食品リサイクル肥料認証基準に適合しないと判断するときは、当該申請者に対して理由を付して認証しない旨連絡するものとする。

(認証の表示)

第7条 受証者は、食品リサイクル肥料に認証の表示をすることができるものとする。

2 認証の表示は、識別マーク、「食品リサイクル肥料」及び認証番号を肥料の包装・容器等に直接貼付するか印刷等により行うものとする。

3 識別マークの規格は別表第2に定めるとおりとする。

4 識別マークは受証者が別表第2により作製し使用するものとする。

5 認証機関は、認証の表示が不適切であると判断したときは、識別マークの表示の中止を命ずるものとする。

(実績の記録及び保管)

第8条 受証者は、食品リサイクル肥料の生産実績及び出荷実績等について、別紙様式4に記録を残し、その記録を3年間は保管するものとする。

(認証の有効期間)

第9条 認証の有効期間は、認証を決定した日から3年間とする。

(認証の更新)

第10条 受証者は、認証の有効期間終了後、引き続き認証を受けようとするときは、認証期間の更新をすることができるものとする。

2 前項の規定により認証期間の更新を申請する受証者は、その認証の有効期間の満了する3ヶ月前までに認証更新申請書（別紙様式5）を認証機関に提出するものとする。

3 第1項の規定により更新される認証の有効期間は、第6条第2項の規定による認証の満了する日の翌日から3年間とする。

4 第 2 項の更新の申請があった場合において、その認証の有効期間の満了の日までにその申請について行使の通知がされないときは、従前の認証は、その有効期間の満了後もその行使の通知がされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。

5 第 4 項の場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認証内容の変更)

第11条 受証者は、認証された内容の次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、その内容について別紙様式 6 により遅滞なく認証機関に報告するものとする。

- 一 受証者の名称及び代表者の氏名が変更されたとき
- 二 認証基準に適合しない状況に至ったとき
- 三 その他認証機関が報告を必要と認める事項が生じたとき

(認証の取消)

第12条 認証機関は、受証者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その認証を取り消すものとする。ただし、当該受証者の責務に帰属すると認めがたい場合はこの限りでない。

- 一 虚偽の申請により認証を受けたとき
- 二 前条各号のいずれか該当する変更が生じたにもかかわらず、正確な報告がなされないとき
- 三 前条各号の報告について、その内容が認証基準に適合しないなど、認証の継続に不都合が生じると判断されるとき
- 四 食品リサイクル肥料の製造販売を中止したとき
- 五 認証の表示が不適切であると判断されるとき
- 六 その他制度の運用に重大な支障を来す行為、または食品リサイクル肥料の信用を著しく損なう行為があったとき

2 認証機関は、第 1 項の規定により認証を取り消した場合、認証を取り消した理由を付して認証取消の事実を公表するものとする。

3 認証機関は、第 1 項の規定により認証を取り消した場合、原則として翌年から起算して 3 年間は当該者からの認証の申請を受け付けないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (食品リサイクル肥料認証基準)

肥料の種類	特殊肥料		普通肥料
	たい肥	その他	
食品循環資源に由来する可能性のある肥料の種類	たい肥 (わら、もみがら、樹皮、動物の排泄物その他の動植物の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。)をいい、牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)	魚かす、干魚肥料、甲殻類質肥料、蒸製骨、肉かす、米ぬか、はっこう米ぬか、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、木の実油かす及びその粉末、コーヒールかす、くず大豆及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、魚鱗、家さん加工くず肥料、貝殻肥料、石灰処理肥料、精糖副産石灰、	副産窒素肥料(食品工業における発酵廃液等を濃縮乾燥)、副産りん酸肥料(ゼラチン、イノシトール等生産時の副産物)、副産カリ肥料(食品工業等において副産されたもの)、魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、甲殻類質肥料粉末、蒸製魚鱗及びその粉末、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこしはい芽及びその粉末、だいた油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カボック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、とうもろこし浸漬液肥料、副産植物質肥料、魚廃物加工肥料、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、汚泥発酵肥料、水産副産物発酵肥料、混合汚泥肥料
肥料認証基準	【1】食品循環資源由来であること 確認方法	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 食品循環資源の搬入実績による確認	肥料製造時の食品循環資源の原材料割合が10%以上(容量比または重量比) 食品循環資源の搬入実績による確認 ・肥料登録証 ・製造設計書、生産工程概要書の写しによる確認
	【2】安全性の確保 (病原性微生物の制御) 確認方法	たい肥製造時60℃以上連続7日間以上維持 ・製造施設の構造 ・温度記録(表面から深さ30cm層の測定温度:堆積型は定点、移動型は同一ロット定点相当部分)による確認	製造工程で安全性が担保されること 肥料取締法の登録申請時添付資料の製造設計書、生産工程概要書による確認
	(異物混入の制御) 確認方法	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視、使用篩いの確認	異物が混入されていないこと 肥料取締法第25条:異物混入の禁止 ・サンプル目視
	【3】品質の確保 (植物に対する安全性) 確認方法	こまつな種子発芽率80%以上 熱水抽出法によるこまつな種子の発芽試験*(サンプルの調査)	肥料取締法に準拠 登録申請時提出資料(分析証明書、製造設計書、生産工程概要書)
認証制度で要求する事項	認証申請時に提出する肥料含有成分等の分析・試験項目	・窒素全量 ・りん酸全量 ・加里全量 ・銅全量(豚ふんを原料とする場合) ・亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを原料) ・石灰全量(石灰を原料とする場合) ・炭素窒素比(C/N比) ・水分含有量(乾物当たり表示の場合) ・苦土 ・食塩 ・粗脂肪 ・EC ・pH ・こまつな発芽率	・窒素全量 ・りん酸全量 ・加里全量 ・石灰全量(石灰を原料とする場合) ・水分含有量 ・苦土 ・EC ・pH
肥料取締法による要求事項	①肥料取締法による届出、登録	・特殊肥料製造事業所届出書 ・肥料販売業務開始届出書	・肥料登録証 ・肥料販売業務開始届出書
	②肥料取締法による品質表示基準(義務)	・特殊肥料の品質表示事項:堆肥 (1)肥料の名称 (2)肥料の種類(「堆肥」) (3)届出をした都道府県 (4)表示者の氏名又は名称及び住所 (5)正味重量(kg) (6)生産した年月 (7)原料(重量順) (8)主要な成分の含有量等 ①窒素全量 ②りん酸全量 ③加里全量 ④銅全量(豚ふんを原料とする場合) ⑤亜鉛全量(豚ふん又は鶏ふんを原料) ⑥石灰全量(石灰を原料とする場合) ⑦炭素窒素比(C/N比) ⑧水分含有量(乾物当たり表示の場合)	・特殊肥料の品質表示事項:一般 (1)肥料の名称 (2)肥料の種類 (3)届出をした都道府県 (4)表示者の氏名又は名称及び住所 (5)正味重量(kg) (6)生産した年月 ・生産業者保証票(販売業者保証票) (1)登録番号 (2)肥料の種類 (3)肥料の名称 (4)保証成分量(%) (5)原料の種類 (6)材料の種類、名称及び混入の割合(%) (7)混入した物の名称及び混入の割合(%) (8)正味重量 (9)生産した年月 (10)生産業者の氏名又は名称及び住所 (11)生産した事業場の名称及び所在地

* 熱水抽出法(熱水抽出液によるこまつな種子の発芽検定法)によるこまつな種子発芽試験の方法

①たい肥10g(乾燥試料は5g)を200mlの三角フラスコに入れ、熱湯(沸騰水)100mlを加え、アルミフویلでフタをする。

②1時間室温で放置後、ガーゼ2枚を重ねて濾過する。

③シャーレに濾紙2枚を重ねて置く。

④シャーレに濾液10mlを入れ、こまつな種子50粒播種する。

⑤対照区として、水道水10mlを入れたシャーレにも50粒播種する。

⑥シャーレにフタをして日射を避けて室温に放置し、3日後に発芽率を調査する。

別表第 2

食品リサイクル肥料認証制度識別マーク使用の手引き

1. 識別マークの使い方について

①識別マークは、下図の基本デザインを縦横の長さを同一の比率で拡大または縮小して使用することができます。



②識別マークの背景はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色はD I C／99（C 90%、Y 5%）ですので、できる限りこの色を使うようにして下さい。

③地色の上に識別マークを載せる場合は、ヌキの部分に地色が出てもし支えありません。

④識別マークの背景を白ヌキにして使用することもできます。

⑤識別マークを下図のように直結させてパターンとして利用したり、回転させたり、変形させるなどの使い方はできません。

使用できない例



2. 認証食品リサイクル肥料に識別マークを使用する場合について

①認証を受けた食品リサイクル肥料に識別マークを使用する場合は、下図のとおり「食品リサイクル肥料」、「(財) 日本土壤協会」の文字とともに使用しかつ認証番号を表示しなければなりません。必ず識別マーク、「食品リサイクル肥料」及び「(財)日本土壤協会」の文字と認証番号を一体として表示して下さい。

食品リサイクル肥料識別マーク使用例



②文字の表示色は、できるだけ識別マークと同色または墨（ブラック）100%を使用するようにして下さい。ただし、容器等の色により判読しにくい場合はその限りではありません。

【別紙様式 1】

食品リサイクル肥料認証申請書

平成 年 月 日

財団法人日本土壌協会 様

申請者 住所
代表者名 印
連絡先

食品リサイクル肥料認証制度実施要綱の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

肥料の名称	
肥料の種類	
肥料製造方法	堆肥化 乾燥 その他()
肥料製造実績	直近年: トン
肥料販売実績	直近年: 百万円
主な食品循環資源の種類(一般廃棄物)	
主な食品循環資源の受け入れ先(一般廃棄物)	
主な食品循環資源の種類(産業廃棄物)	
主な食品食品循環資源の受け入れ先(産業廃棄物)	

添付資料等：

- (1) 特殊肥料に係る添付書類等
 - 1 食品循環資源の搬入計画書
 - 2 一般廃棄物、産業廃棄物処分業許可証の写し（許可が必要な場合）
 - 3 申請肥料の製造と販売実績（【別紙様式 7】）

- 4 肥料製造施設の構造（平面、立面、断面、構造図、処理工程図、設計計算書）
- 5 施設付近の見取り図
- 6 施設の維持管理に関する計画書（製品の製造、保管、品質等に関する規則、たい肥の場合は【別紙様式 8】のたい肥製造管理方式に記載し提出）
- 7 一般／産業廃棄物処理施設設置許可証の写し（許可が必要な場合）
- 8 肥料取締法に基づく届出、登録（特殊肥料生産業者届出書、肥料販売業開始届出書、肥料登録証の写し）
- 9 たい肥の場合はたい肥成分分析試験結果（①水分率、②pH、③EC、④C/N、⑤窒素、⑥りん酸、⑦加里、⑧石灰、⑨苦土、⑩食塩、⑪銅、⑫亜鉛、⑬粗脂肪）、熱水抽出法によるこまつな発芽試験結果。たい肥以外の特殊肥料は、特殊肥料成分分析結果（①水分率、②pH、③EC、④窒素、⑤りん酸、⑥加里、⑦石灰、⑧苦土）。
- 10 たい肥の場合は、原則として直近 3 ヶ月以内の製造時発酵スタート時から連続する 1 週間以上の測定温度記録（表層から深さ 30 cm の層での毎日定時の測定温度）、測定期間、測定時外気温の記録
- 11 肥料サンプル（製品） 1 kg

（2）普通肥料に係る添付書類等

- 1 肥料取締法に基づく届出、登録（肥料販売業開始届出書、肥料登録証の写し）
- 2 食品循環資源の搬入計画書
- 3 原料の種類別使用実績と販売実績（【別紙様式 7】）
- 4 施設の維持管理に関する計画書（製品の製造設計書、生産工程概要書の写し）
- 5 肥料サンプル（製品） 500 g

【別紙様式 2】

食品リサイクル肥料認証書

食品リサイクル肥料認証制度に基づき、下記のとおり食品リサイクル肥料として認証する。

平成 年 月 日

様

財団法人日本土壤協会

認証番号	
肥料の名称	
認証の有効期間	
特記事項	

【別紙様式 3】

食品リサイクル肥料認証契約書

〇〇〇〇（以下甲という。）と財団法人日本土壌協会（以下乙という。）は、食品リサイクル肥料認証制度実施要綱等の定めるところにより乙が認証した以下の肥料に係る識別マーク等の表示の使用許諾について、次のとおり契約する。

認証番号：

肥料の名称：

本契約の有効期間：

（目的）

第1条 本契約は、甲が食品リサイクル肥料に識別マークを使用することにより、資源循環型商品に関する情報を広く社会に提供し、循環型社会の形成に貢献したいという意欲を有する利用者による製品の選択に資することを目的とする。

（識別マーク等使用の許諾）

第2条 乙は甲に対して、本契約の有効期間中、甲が製造する認証肥料の容器、包装又は送り状等へ識別マーク等の印刷・貼付等による使用を許諾する。なお識別マークを使用する場合、「食品リサイクル肥料」、「(財) 日本土壌協会」の文字および認証番号を併記するものとする。

（識別マーク等の不適正使用の禁止）

第3条 甲は、本契約による使用許諾を得た製品についてのみ識別マーク等を使用することができる。ただし、当該製品が変更等により認証基準を満たさなくなった場合は、直ちに識別マーク等の使用を停止しなければならない。

2 甲は、識別マークの使用等にあたり、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関係法令を遵守しなければならない。

（契約の有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から当該食品リサイクル肥料に関する認証の有効期間の満了日までとする。

（認証の公表等）

第5条 乙は、甲の食品リサイクル肥料に係る認証を行った場合、遅滞なく次の事項について乙のホームページを利用して公表するものとする。なお、公表の期間は、本契約が終了するまでとする。

一 甲の氏名又は名称及び住所

二 認証番号、認証肥料の名称

三 本契約を締結した期日、認証の有効期間

- 2 乙は、食品リサイクル肥料に係る認証を取り消した場合、直ちに次の事項について乙のホームページを利用して公表するものとする。なお、公表の期間は、当該認証を取り消した期日から3年間とする。

- 一 取り消した認証に係る甲の氏名又は名称及び住所
- 二 取り消した認証に係る認証番号、認証肥料の名称
- 三 取り消した期日
- 四 取り消した理由

(認証の取消等)

第6条 甲は、食品リサイクル肥料認証制度実施要綱第12条による規定により、認証肥料が認証基準等を満たさないと認めるときは、当該認証肥料の認証を取り消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は直ちに識別マーク等の使用を取り止めなければならない。

(調査等)

第7条 乙は、食品リサイクル肥料認証制度の適正な実施を図るため、甲に対し報告及び説明を求め、又は事前に通知し乙の肥料製造所等への立入を含む調査をすることができる。

- 2 前項の場合において、甲が食品リサイクル肥料認証制度実施要綱等の規定に違反していることが明らかとなった場合には、乙は甲に対し、前項の調査等乙に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

(認証製品に関する責任)

第8条 甲は、認証肥料の品質、安全性等についての一切の責任を負う。

- 2 甲は、甲の責任と負担において認証肥料により発生した問題に対処するとともに、乙にその事実を報告するものとする。

(情報の取り扱い等)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方に関する非公式の情報については、本契約の履行または食品リサイクル肥料認証事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示、漏洩しないものとする。

- 2 甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取り扱うものとする。

(協議)

第10条 本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲、乙各自捺印の上その 1 通を保有する。

契約締結日 平成 年 月 日

甲：住所

乙：住所

会社名

財団法人 日本土壌協会

代表者名

会長理事

印

印

【別紙様式 4】

食品リサイクル肥料製造実績・出荷実績

平成 年実績

事業者名：

認証番号：

製造実績 (kg t)

1 月：	2 月：	3 月：
4 月：	5 月：	6 月：
7 月：	8 月：	9 月：
10 月：	11 月：	12 月：

年間合計：

出荷実績 (kg t)

[illegible]

【別紙様式 5】

食品リサイクル肥料認証更新申請書

平成 年 月 日

財団法人日本土壌協会 様

申請者 住所
代表者名 印
連絡先

食品リサイクル肥料認証制度実施要綱の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

肥料の名称	
肥料の種類	
肥料製造方法	腐熟 乾燥 その他()
肥料製造実績	直近年: トン
肥料販売実績	直近年: 百万円
主な食品循環資源の種類(一般廃棄物)	
主な食品循環資源の受け入れ先(一般廃棄物)	
主な食品循環資源の種類(産業廃棄物)	
主な食品循環資源の受け入れ先(産業廃棄物)	

添付資料等：

- (1) 特殊肥料に係る添付書類等
- 1 食品循環資源の搬入計画書
 - 2 一般廃棄物、産業廃棄物処分業許可証の写し（許可が必要な場合）
 - 3 申請肥料の製造と販売実績（【別紙様式 7】）
 - 4 肥料製造施設の構造（平面、立面、断面、構造図、処理工程図、設計計算書）

- 5 施設付近の見取り図
- 6 施設の維持管理に関する計画書（製品の製造、保管、品質等に関する規則、たい肥の場合は【別紙様式8】のたい肥製造管理方式に記載し提出）
- 7 一般／産業廃棄物処理施設設置許可証の写し（許可が必要な場合）
- 8 肥料取締法に基づく届出、登録（特殊肥料生産業者届出書、肥料販売業開始届出書、肥料登録証の写し）
- 9 たい肥の場合は、たい肥成分分析試験結果（①水分率、②pH、③EC、④C/N、⑤窒素、⑥りん酸、⑦加里、⑧石灰、⑨苦土、⑩食塩、⑪銅、⑫亜鉛、⑬粗脂肪）、熱水抽出法によるこまつな発芽試験結果。たい肥以外の特殊肥料は、特殊肥料成分分析結果（①水分率、②pH、③EC、④窒素、⑤りん酸、⑥加里、⑦石灰、⑧苦土）。
- 10 たい肥の場合は、原則として直近3ヶ月以内の製造時発酵スタート時から連続する1週間以上の測定温度記録（表層から深さ30cmの層での毎日定時の測定温度）、測定期間、測定時外気温の記録
- 11 肥料サンプル（製品）1kg

（2）普通肥料に係る添付書類等

- 1 肥料取締法に基づく届出、登録（肥料販売業開始届出書、肥料登録証の写し）
- 2 食品循環資源の搬入計画書
- 3 原料の種類別使用実績と販売実績（【別紙様式7】）
- 4 施設の維持管理に関する計画書（製品の製造設計書、生産工程概要書の写し）
- 5 肥料サンプル（製品）500g

【別紙様式 6】

食品リサイクル肥料認証申請事項 変更報告書

平成 年 月 日

財団法人日本土壌協会 様

申請者 住所
代表者名 印
連絡先

食品リサイクル肥料認証制度実施要綱第 11 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

認証番号	認証第 号	認証年月	平成 年 月 日
肥料の名称			
変更の内容			
変更の理由			

【別紙様式 7】

肥料の製造と販売実績

1 原材料の種類と内容（直近一年間の原材料受入の実績の平均）

割合（％）については、重量または容量のどちらかを選択し、○で囲んで下さい。

原材料の種類	割合（％） （重量、容量）	原材料の主な種類（おから、野菜くず等）	種類別割合 （％）
食品循環資源	* A		
家畜ふん			
戻したい肥	* B		
水分調整剤			
その他			
計	100	—	100

注：食品リサイクル肥料認証制度実施要綱第 4 条食品リサイクル肥料の認証基準における食品循環資源の割合*^Cは、以下によって計算します。

$$\text{食品循環資源の割合}^{*C} (\%) = \frac{\text{食品循環資源} \% (*A)}{100 - \text{戻したい肥} \% (*B)} \times 100$$

2 直近1年の月別肥料製造と販売実績

	原材料受入量（t）	うち食品循環資源 の量（t）	肥料製造量 （t）	肥料販売量 ^{*a} （t）
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
計				

*a：戻したい肥を使用する場合は、肥料販売量には戻したい肥は含めないものとし、戻したい肥分は除いて記入して下さい。

3 直近1年の肥料の主な出荷先

出荷先	全体に占める出荷量割合（%） ^{*b}	備考
農家（ ）		
農家（ ）		
農家（ ）		
一般家庭		
農協		
その他（ ）		
その他（ ）		
その他（ ）		
計	100	

*b：出荷先や出荷量割合の詳細を把握できない場合は、推計値または概算値を記入して下さい。

【別紙様式 8】たい肥製造管理方式

1 製造管理のフローと方法等

(原材料受入と調整)

原材料の混合、調整の方法	調整後水分 (%)	備考
		戻したい肥を利用している場合はその水分%と混入容積比



(一次発酵)

発酵方式と特徴	発酵期間	発酵後の水分%	切り返し回数 (堆積型)
	夏場平均 日		
	冬場平均 日		

(注) 発酵方式は堆積方式 (無通気型、通気型)、機械攪拌方式 (開放型、直線型、回行型、自走式、その他)、密閉方式 (縦型、横型) 等を記入



(二次発酵)

発酵方式と特徴	発酵期間	発酵後の水分%	切り返し回数 (堆積型)
	夏場平均 日		
	冬場平均 日		



(製品調整)

篩い実施の有無と方式	袋詰め	ペレットたい肥化
篩いの網目等	袋の容量等	



(散布サービス、販売)

散布サービスの有無と価格	バラ出荷の価格 (t 当たり)	袋詰め出荷の価格
散布サービス 実施	円	荷姿 (m ³) kg 入り袋
無し		一袋 円
価格 10a 当たり		
円		

(その他特記事項)

脱臭方式、たい肥ペレット化方式等

2 肥料製造管理フローの主要な部分の写真

(日付入りの写真添付)

食品リサイクル肥料認証制度実施要領（認証機関運営要領）

（目的）

- 第1条 この要領は食品リサイクル肥料認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、食品リサイクル肥料の認証申請、食品リサイクル肥料認証機関の組織及び運営について必要な事項を定める。

（認証機関の体制）

- 第2条 食品リサイクル肥料認証機関は、食品リサイクル肥料の審査を適正に行うため、外部の有識者や専門家等を含む委員で構成する食品リサイクル肥料認証審査委員会を設置するものとする。

（認証申請の手続）

- 第3条 食品リサイクル肥料の認証申請を行う者は、要綱の別紙様式 1 により申請書を作成し、審査料として1銘柄当たりたい肥は 52,500 円（消費税含む）、たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は 21,000 円（消費税含む）を添えて食品リサイクル肥料認証機関に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、申請する特殊肥料または普通肥料に応じて要綱別紙様式 1 に記載する書類及び特殊肥料サンプル 1 kg、普通肥料サンプル 500 g を添付するものとする。
- 3 食品リサイクル肥料の認証申請を行う者のうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 11 条に基づく登録再生利用事業者または同法第 19 条に基づく認定再生利用事業者は、要綱別紙様式 1 の申請書、別紙様式 7、登録証明書の写し及び特殊肥料サンプル 1 kg、普通肥料サンプル 500 g を提出するものとする。
- 4 更新申請する場合は、審査料として1銘柄当たりたい肥は 21,000 円（消費税含む）、たい肥以外の特殊肥料及び普通肥料は 10,500 円（消費税含む）を支払うものとする。なお、審査料にはヒアリング、現地調査等の費用を含むものとし、審査料は返還しない。

(認証申請等の受理)

- 第4条 食品リサイクル肥料認証機関は、肥料製造事業者から認証申請があったときは申請書類、添付書類及び肥料サンプルについて要綱に適合しているか確認を行う。書類等の不足や記載内容の不備があれば、当該申請者に対して内容を通知し再提出を要請するものとする。
- 2 食品リサイクル肥料認証機関は、肥料サンプルについて異物混入の有無を確認する。
- 3 食品リサイクル肥料認証機関は、申請対象がたい肥の場合は提出されたサンプルについて熱水抽出法によるこまつな発芽試験を行い、当該サンプルの発芽率を確認する。
- 4 食品リサイクル肥料認証機関は、認証申請、認証の更新申請、認証内容の変更の報告、認証の取消に関わる事項等について、審査すべき項目を確認し必要に応じて現地調査するものとする。

(食品リサイクル肥料認証審査委員会の開催)

- 第5条 食品リサイクル肥料認証機関は、認証申請を受理したときは認証審査委員会を開催し、審査に当たるものとする。
- 2 食品リサイクル肥料認証審査委員会は申請書及び添付書類、食品リサイクル肥料認証機関による肥料サンプル調査結果を審査し、必要に応じて申請者へのヒアリング、現地調査を行うものとする。
- 3 食品リサイクル肥料認証審査委員会は認証の更新申請、認証内容の変更の報告、認証の取消に関わる事項について審査するものとする。

(認証の通知)

- 第6条 食品リサイクル肥料認証機関は、要綱第7条第2項の規定により認証を行う場合は、要綱別紙様式2により、申請者に対して認証書を交付し、認証番号を通知するものとする。
- 2 認証番号は、都道府県番号、事業場番号、肥料の銘柄別番号、西暦の下2桁を組み合わせた8桁の数字で付与する。
- 3 食品リサイクル肥料認証機関は、食品リサイクル肥料について、名称並びに認証事業者の氏名、住所、連絡先等の一覧を認証機関のホームページ上で公表するものとする。

(補則)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

農業者のための食品リサイクル肥料使用農産物生産、登録、マーク使用に関する
ガイドライン

第1 目的

食品リサイクル法を推進し、循環型社会の形成や環境保全に貢献するために、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物を社会全体が認識できるようにすることが必要である。

このため、本ガイドラインは、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物の生産に関する指針、S E I C Aへの登録方法に関する指針、識別マークの使用に関する指針を定めるものである。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、食品リサイクル法、肥料取締法並びに食品リサイクル肥料認証制度実施要綱、食品リサイクル肥料認証制度実施要領に用いられているものの定義と同様とする。

第3 食品リサイクル肥料使用農産物の生産に関する指針

1 食品リサイクル肥料使用基準

農産物を生産する際に、認証された食品リサイクル肥料を一定以上用いて生産される農産物を食品リサイクル肥料使用農産物と呼称することができるものとする。食品リサイクル肥料使用農産物と呼称するのに必要な食品リサイクル肥料の使用量は、各都道府県が定める作物別肥料施用基準（都道府県施肥基準等）の窒素成分量の10%相当以上、または特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき地方公共団体が定めた慣行レベルの窒素成分量の10%相当以上とする。

2 年度

原則として肥料年度（7月～翌年6月）を1年間とするが、必要に応じて適切な1年間を区切りとして肥料の施用、農産物の生産を行うものとする。

第4 SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物の登録に関する指針

第3により食品リサイクル肥料使用農産物と呼称する場合は、SEICA（青果ネットカタログ）へ登録するものとする。

1 SEICA への登録手順

- (1) SEICA（青果ネットカタログ）<http://seica.info> にアクセスし、「カタログ制作者」としての登録を行う。氏名、住所、電話番号、E メールアドレスを入力すると「仮パスワード」が発行される。「仮パスワード」はログイン画面の【パスワードの変更】で管理しやすいパスワードに変更する。
- (2) 【カタログ制作】タブの【ログイン画面】をクリックし、メールアドレス、パスワードを入力し、【商品情報の登録・編集】画面に入る。
- (3) 【生産物情報】を登録する。[必須項目] は必ず記入する。認証の有無については【あり】を選択し、【認証機関等】に食品循環資源由来肥料認証制度、認証機関名（財団法人日本土壌協会）、使用した認証肥料の認証番号を記入する。
- (4) 【詳細項目の記入】をクリックし、【使用予定資材】の【たい肥1】の【材料】、【入手方法】、【作り方】、【成分】、【特徴】に認証肥料の詳細を記入する。【特徴】の項目には使用した肥料の10a当たりの施用量を記入する。
- (5) 【生産者情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (6) 【出荷情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (7) 登録作業が終了するとカタログ No が発行される。
- (8) 商品の登録・編集【一覧画面】で「公開」ボタンをクリックし、登録情報を青果ネットカタログ上に公開する。

2 情報の登録、更新、編集

- (1) SEICA への商品登録は、カタログ制作者登録した本人が行い、パスワードは他者への譲渡を禁止されている。
- (2) SEICA システムの信用を損ない、検索閲覧利用者の不利益につながるような商品の虚偽情報や誇張表現は、固く禁じられている。また虚偽や誇張した情報入力に関しては、アクセスログの履歴から当事者を特定し、利用を制限したり、法的手段に訴えられることがある。
- (3) 登録される情報は、すべて公開し、誰に対しても開かれていることを原則とする。外に漏れると差し障りのある情報、守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されると困る情報は登録しない。
- (4) SEICA 利用により不利益が生じた場合、SEICA の所有者である（財）食品流通構造改善促進機構及び開発協力者である（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所、農林水産研究計算センター（農水省）は責任を負わない。
- (5) 登録したカタログは「最終更新日+1年間」が有効期限として自動的に記載される。必ず年に1回以上の更新作業を行うとともに不要な商品は非公開に設定する。（更新しないと有効期限が切れた表示になるとともに、場合によっては削除される。）

第5 食品リサイクル肥料使用農産物への識別マーク使用に関する指針

第3により生産された食品リサイクル肥料使用農産物で、第4により SEICA に登録してカタログ番号を取得した食品リサイクル肥料使用農産物には、食品リサイクル肥料使用農産物マークを使用することができる。食品リサイクル肥料使用農産物マーク使用の手順は以下の通りとする。

- (1) 認証機関のホームページにアクセスし、認証番号照合システムに肥料の認証番号を入力する。
- (2) 肥料認証番号がデータベース上の管理番号と一致すれば、使用コンピュータ上に識別マークを背景画像としたラベル印刷ソフトがダウンロードされる。
- (3) 「食品リサイクル肥料使用農産物ラベル印刷ソフト」を起動し、SEICA のカタログ番号（8桁）と品名を記入し、プリンターで印刷する。
- (4) 印刷したラベルは食品リサイクル肥料使用農産物や食品リサイクル肥料使用農産物を包装した箱等に貼付して出荷することができる。
- (5) (3) により印刷される画像は、輸送箱等への直接印刷、テープへの印刷、フィルム印刷、スタンブ印刷等により利用することもできるものとする。
- (6) 第3の食品リサイクル肥料使用農産物の生産に関する指針または第4の SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物の登録に関する指針から逸脱する場合は、食品リサイクル肥料使用農産物マークは使用できないものとする。

食品製造事業者のための食品リサイクル肥料使用農産物加工食品生産、登録、マーク使用に関する ガイドライン

第1 目的

食品リサイクル法を推進し、循環型社会の形成や環境保全に貢献するために、食品リサイクル肥料使用農産物を用いて生産される加工食品を社会全体が認識できるようにすることが必要である。

このため、本ガイドラインは、食品リサイクル肥料を用いて生産される農産物を使用した加工食品に関する指針、SEICAへの登録方法に関する指針、識別マークの使用に関する指針を定めるものである。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語は、食品リサイクル法、肥料取締法並びに食品リサイクル肥料認証制度実施要綱、食品リサイクル肥料認証制度実施要領に用いられているものの定義と同様とする。

第3 食品リサイクル肥料使用農産物加工食品に関する指針

加工食品を生産する際に、認証された食品リサイクル肥料使用農産物を一定以上用いて生産される加工食品を食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称することができるものとする。食品リサイクル肥料使用農産物加工食品として必要な食品リサイクル肥料使用農産物の最低使用量は5%とし、食品リサイクル肥料使用農産物が最低使用量以上含まれている製品は食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称することができるものとする。

第4 SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の登録に関する指針

第3により食品リサイクル肥料使用農産物加工食品と呼称する場合は、SEICA（青果ネットカタログ）へ登録するものとする。

1 SEICA への登録手順

- (1) SEICA（青果ネットカタログ）<http://seica.info> にアクセスし、「カタログ制作者」としての登録を行う。氏名、住所、電話番号、E メールアドレスを入力すると「仮パスワード」が発行される。「仮パスワード」はログイン画面の【パスワードの変更】で管理しやすいパスワードに変更する。
- (2) 【カタログ制作】タブの【ログイン画面】をクリックし、メールアドレス、パスワードを入力

し、【商品情報の登録・編集】画面に入る。

- (3) 【生産物情報】を登録する。[必須項目] は必ず記入する。認証の有無については【あり】を選択し、【認証機関等】に食品循環資源由来肥料認証制度、認証機関名（財団法人日本土壌協会）、使用した食品リサイクル肥料使用農産物が生産される時に使用された認証肥料の認証番号を記入する。
- (4) 【詳細項目の記入】をクリックし、【そのほかの装置や資材】の【なまえ】には使用した食品リサイクル肥料使用農産物の名称、【メーカー】には食品リサイクル肥料使用農産物生産者の名前、【使用目的】には食品リサイクル肥料使用農産物であること、【内容】には食品リサイクル肥料使用農産物カタログ番号、使用割合等の詳細を記入する。
- (5) 【生産者情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (6) 【出荷情報】を登録する。[必須項目] には必ず記入する。
- (7) 登録作業が終了するとカタログ No が発行される。
- (8) 商品の登録・編集【一覧画面】で「公開」ボタンをクリックし、登録情報を青果ネットカタログ上に公開する。

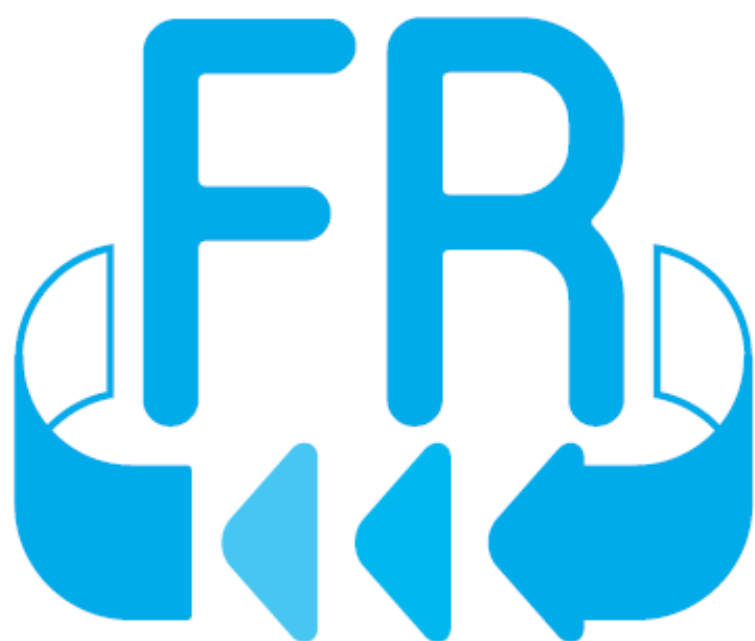
2 情報の登録、更新、編集

- (1) SEICA への商品登録は、カタログ制作者登録した本人が行い、パスワードは他者への譲渡を禁止されている。
- (2) SEICA システムの信用を損ない、検索閲覧利用者の不利益につながるような商品の虚偽情報や誇張表現は、固く禁じられている。また虚偽や誇張した情報入力に関しては、アクセスログの履歴から当事者を特定し、利用を制限したり、法的手段に訴えられることがある。
- (3) 登録される情報は、すべて公開し、誰に対しても開かれていることを原則とする。外に漏れると差し障りのある情報、守秘義務のある情報、著作権や肖像権があり他に利用されると困る情報は登録しない。
- (4) SEICA 利用により不利益が生じた場合、SEICA の所有者である（財）食品流通構造改善促進機構及び開発協力者である（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所、農林水産研究計算センター（農水省）は責任を負わない。
- (5) 登録したカタログは「最終更新日+1年間」が有効期限として自動的に記載される。必ず年に1回以上の更新作業を行うとともに不要な商品は非公開に設定する。（更新しないと有効期限が切れた表示になるとともに、場合によっては削除される。）

第5 食品リサイクル肥料使用農産物への識別マーク使用に関する指針

第3により生産された食品リサイクル肥料使用農産物加工食品で、第4により SEICA に登録してカタログ番号を取得した食品リサイクル肥料使用農産物加工食品には、食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マークを使用することができる。食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マーク使用の手順は以下の通りとする。

- (1) 認証機関のホームページにアクセスし、認証番号照合システムに食品リサイクル肥料使用農産物生産に使用された肥料の認証番号を入力する。
- (2) 肥料認証番号がデータベース上の管理番号と一致すれば、使用コンピュータ上に識別マークを背景画像としたラベル印刷ソフトがダウンロードされる。
- (3) 「食品リサイクル肥料使用農産物加工食品ラベル印刷ソフト」を起動し、SEICA のカタログ番号（8桁）と品名を記入し、プリンターで印刷する。
- (4) 印刷したラベルは食品リサイクル肥料使用農産物加工食品や食品リサイクル肥料使用農産物加工食品を包装した箱等に貼付して出荷することができる。
- (5) (3) により印刷される画像は、輸送箱等への直接印刷、テープへの印刷、フィルム印刷、スタンブ印刷等により利用することもできるものとする。
- (6) 第3の食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の生産に関する指針または第4の SEICA への食品リサイクル肥料使用農産物加工食品の登録に関する指針から逸脱する場合は、食品リサイクル肥料使用農産物加工食品マークは使用できないものとする。



食品リサイクル
FOOD RECYCLE

食品リサイクル製品－認証・普及制度 Q & A

Q－1 食品リサイクル製品認証・普及制度（以下本制度という）とは何ですか。

A－1 食品循環資源でつくられた肥料を認証する制度、及びこの肥料を使用した農産物やこの農産物を使用した加工食品を普及する制度です。

Q－2 本制度の目的は何ですか。

A－2 食品循環資源を活用した肥料・農産物・加工食品に識別マークを付与することで、消費者が環境を意識した商品を選択しやすくします。これにより、食品に係る資源の有効な利用を促進し、生活環境の保全に寄与することを目的としています。

Q－3 食品循環資源とは何ですか。

A－3 食品リサイクル法においては、①食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの、②食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの、を食品廃棄物等と定義しています。

具体的には、一般家庭や飲食店等で発生する食べ残し、スーパー等で発生する売れ残り品、また、食品メーカー等で発生する動植物性の加工残さ等が食品廃棄物等に該当します。

この食品廃棄物等の中で、肥料、飼料等に資源として有効利用されるものを「食品循環資源」と定義しています。

Q－4 食品リサイクル肥料認証取得費用はいくらですか。また追加費用はありますか。

A－4 認証申請費用は、たい肥が 52,500 円、たい肥以外の肥料は 21,000 円です。この申請費用は、認証されない場合も申請者に返還されません。

認証審査においては現地審査等についての追加費用の請求はありません。認証登録時の別途費用は発生しません。ただし、認証番号や識別マーク等の不正使用等に関する調査の場合は、別途調査費用を請求することがあります。

Q－5 識別マークの使用に当たり、別途使用料は徴収されますか。また識別マーク使用上の注意点は何か。

A－5 識別マークは無料で使用できます。肥料の場合は食品リサイクル肥料認証制度実施要綱第7条の認証の表示に従って下さい。農産物と加工食品の場合はそれぞれのガイドライン第5の識別マーク使用に関する指針に従って下さい。

Q－6 本制度における要綱、要領、ガイドライン等に違反した場合の罰則規定はありますか。

A－6 本認証制度自体には罰則はありませんが、肥料取締法、廃棄物処理法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法、個人情報保護法その他の法令を遵守しなければなりません。

Q－7 本制度に関しての立入調査はありますか。

A－7 認証申請時や更新申請時に必要に応じて現地審査が行なわれます。また、認証番号や識別マーク等の不正使用、認証制度実施要綱等の規定違反が疑われる場合は立入調査を行うことがあります。

Q－8 肥料の銘柄とは何か。

A－8 肥料の商品名です。肥料取締法による登録の申請や届出に際し、肥料の種類と名称を申請・届出することになりますが、その申請・届出された名称が銘柄となります。したがって、原材料、生産工程、肥料成分等が大きく変更される場合は同一の銘柄を呼称することはできません。

肥料の名称についてはきまりがありますので、名称を決めるに当たり、きまりからはずれることのないように注意してください。肥料の名称のきまりは、農林水産消費技術安全センターのホームページに「肥料登録申請手続」内の「登録の手引き」の「(参考1) 肥料の名称のきまり」として記載されていますので、参照してください。

Q－9 申請に当たり、廃棄物処理施設の設置許可を取得しておく必要はありますか。

A－9 肥料の原材料として、廃棄物に該当するものを使用する場合は、原則として必要となります。ただし、産業廃棄物の中間処理施設であって、動植物性残さのみを処理する場合は、設置許可は不要です。また、廃棄物の種類を問わず、処理能力5 t／日未満であれば設置許可は不要です。

ただし、制度的に許可不要の場合であっても、自治体によっては事前協議の対象となることなどもありますので、自治体の環境、廃棄物処理の担当者に相談して下さい。

Q-10 申請に当たり、廃棄物処理法に基づく処分業の許可を取得しておく必要はありますか。

A-10 肥料の原材料として廃棄物に該当するものを使用する場合は、原則として必要となります。ただし、産業廃棄物については、都道府県知事から再生利用での指定を受ければ処分業の許可は不要です。また、一般廃棄物についても、市町村の委託あるいは再生利用での指定を受ければ処分業の許可は不要です。

業許可の要否の判断は、市町村の方針により異なる場合がありますので、自治体の環境、廃棄物処理の担当者に相談して下さい。

Q-11 食品リサイクル肥料認証申請のこまつな種子発芽試験や成分分析に方法の指定や指定機関はありますか。

A-11 こまつな種子発芽試験は熱水抽出法による結果を提出して下さい。熱水抽出法は要綱の別表第1に記載してあります。

また、成分分析法は、肥料取締法に基づく肥料等試験法（2008）（農林水産省告示第320号）により定められておりますので、これに従って実施して下さい。

実施機関の指定はありませんので、外部機関に委託するか、自社で行っていただいても構いません。

Q-12 肥料取締法による届出とは、どのような場合に必要なのですか。

A-12 特殊肥料を生産する場合は、特殊肥料生産業者届出書による届出が必要です（肥料取締法第二十二条）。ただし、すべて自ら使用する場合は届出の必要はありません。

肥料（特殊肥料、普通肥料）を販売する場合、または無料配布であっても2回以上繰り返し配布する場合は、肥料販売業開始届出書による届出が必要です。すなわち2回以上他者に渡す意図があれば肥料取締法が適用され、肥料登録や特殊肥料生産業者届出、肥料販売業開始届出が必要になります。

なお、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第十条に基づく登録または同法第十九条に基づく認定を受けた方については、これらの届出は省略することができます。

Q-13 食品リサイクル肥料認証申請から登録までの期間はどの位かかりますか。

A-13 概ね3ヶ月程度ですが、多少前後することがあります。

Q-14 食品リサイクル肥料認証内容の変更届出をしなければならないのはどんな場合ですか。

A-14 ①法人の場合、代表者の氏名が変更されたとき、②生産する事業場の名称や住所が変更になった場合、③やむを得ず肥料の名称（銘柄）を変更しなければならない場合です。変更が必要になったら速やかに届出を行ってください。

また、たい肥製造時温度が連続する 7 日間以上 60℃以上を維持できなくなった場合やこまつな発芽率が 80%以上に達しなくなった場合など認証基準に適合しない状況に至ったときも変更届を提出しなければなりません。

その他に、原料の収集先が変更されたこと等による原料構成や食品循環資源の割合が申請時に比べて著しく変更されるなど、認証機関が報告を必要と認めるときも変更届を提出して下さい。

Q-15 識別マークを表示するときに認証番号等を併記するとありますが、併記のきまりはありますか。

A-15 識別マークの下部または横等、識別マークの近傍に併記してください。また食品リサイクル肥料に表示する場合は「食品リサイクル肥料」及び「(財)日本土壤協会」の文字も併記して下さい。

食品リサイクル肥料使用農産物及び食品リサイクル肥料使用農産物加工食品に識別マークを表示する場合は、「認証食品リサイクル肥料使用」「SEICAのアドレス (<http://seica.info>)」と SEICA のカタログ番号を併記して下さい。食品リサイクル肥料認証制度実施要綱の別表第 2 の 2. 識別マークについての図を参考にして下さい。

Q-16 識別マークを表示するには使用許可が必要ですか。

A-16 肥料認証時にマーク使用等に関する契約書を、申請者と財団法人日本土壤協会との間で締結する必要があります（食品リサイクル肥料認証制度実施要綱 別紙様式 3）。

農産物と加工食品における識別マークの使用については、それぞれのガイドラインに沿って使用して下さい。

Q-17 肥料の製造における「原材料」とはどのようなものが該当しますか。

A-17 「原材料」とは、肥料の生産に当たり使用する物質全てを指します。「原料」は肥料の骨格をなすもので、肥料を作るもとになる物質のことです。本制度関連するものとしては、食品循環資源、家畜ふん、水分調整剤などがこれに当たります。

「材料」は肥料取締法施行規則第四条第三号に基づき、定められた目的のためのみに使用される物質で、効果が実証された以下のものに限り必要最小量の使用が認められています。堆肥の場合では発酵促進剤としての尿素や硫酸アンモニウム等が「材料」に該当します。

- ・固結防止剤 ・飛散防止剤 ・吸湿防止剤 ・沈殿防止剤 ・浮上防止剤
- ・腐敗防止剤 ・悪臭防止剤 ・粒状化促進剤 ・成形促進剤 ・展着促進剤
- ・脱水促進剤 ・乾燥促進剤 ・凝集促進剤 ・発酵促進剤 ・効果発現促進剤
- ・着色剤 ・分散促進剤 ・反応緩和剤 ・硝酸化成抑制剤
- ・組成均一化促進剤

Q-18 肥料の成分表示は現物重量割合で表示するのですか。

A-18 主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます（農林水産省告示第 1163 号）。この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有率を小数点以下第 1 位までの％単位で表示して下さい。

Q-19 食品リサイクル肥料認証申請のたい肥製造時の温度記録について、測定時期や測定場所の規定はありますか。

A-19 たい肥の製造方法は多様ですが、原則としてたい肥製造スタート時から連続する 7 日間以上の温度を測定して下さい。ただし製造方法により 1 次発酵よりも 2 次発酵においてより高温が維持できるようであれば、2 次発酵において連続する 7 日間以上の温度を測定しても構いません。

測定場所は、堆積型で製造する場合は同一製造ロットにおいて表層から 30 cm 内部の定点測定するものとしますが、移動型で製造する場合は定点相当部分を測定するものとします。例えば 2 m／日移動する移動型の場合は、毎日 2 m ずつ移動させた定点相当部分を測定するものとします。

Q-20 食品リサイクル肥料認証申請の別紙様式7の3 直近一年の肥料の主な出荷先の詳細は必要ですか。

A-20 製造したたい肥について、製品として責任を持ち、また不法投棄を防止するなどの観点からも出荷先や出荷量割合を把握することは必要です。ただし出荷先が多種多様で詳細を把握しにくい場合は出荷先を概括した推計値でも構いませんが、可能な限り出荷先、出荷数量を把握するよう努めて下さい。

Q-21 食品リサイクル肥料使用農産物の生産に関する指針において、食品リサイクル肥料使用基準の具体例を示して下さい。

A-21 東京都におけるキュウリの施肥基準は、10a 当たり窒素（N）が半促成栽培 16kg、早熟栽培（トンネル）22kg、早熟栽培（露地）18kg、抑制栽培（露地、ハウス）18kg となっております。

一方、特別栽培農産物の認証対象とする農産物及び節減対象農薬使用回数・化学肥料使用基準では、キュウリ（普通作）の窒素（N）の慣行レベルは10a 当たり 25kg です。栽培型に応じて適切な数字を使用します。もし該当する栽培型が記載されていなければ、普通作の基準を使用してください。

普通作のキュウリであれば、特別栽培農産物に係る窒素成分慣行レベルが25kg/10a なので、その10%は2.5kg/10a となります。使用する肥料の窒素全量のパーセントを確認して、投入量が窒素成分量として2.5kg/10a を越えるようにして下さい。

例えば使用肥料の窒素成分量が1%であれば250kg/10a 以上投入しなければなりません。窒素成分量が2%であれば125kg/10a、窒素成分量が5%であれば50kg/10a 以上投入することになります。

半促成栽培では窒素の施肥基準が16kg/10a なので、食品リサイクル肥料の使用基準である10%以上とは1.6kg/10a 以上の窒素成分量に該当します。したがって、窒素成分量が1%の食品リサイクル肥料を使用する場合は160kg/10a 以上使用する必要があり、窒素成分量が10%の食品リサイクル肥料を使用する場合は16kg/10a 以上使用しなければなりません。

Q-22 戻したい肥はどのように使われますか。

A-22 戻したい肥とは、一度出来上がったたい肥をタネたい肥として利用する場合に使用されるたい肥のことです。新たに発酵させる原材料に戻したい肥を混ぜて、たい肥づくりに利用します。

完成したたい肥を戻したい肥として使用することで、水分調整がやりやすくなり、有用な微生物も豊富に存在するのでたい肥の発酵が速く進みます。

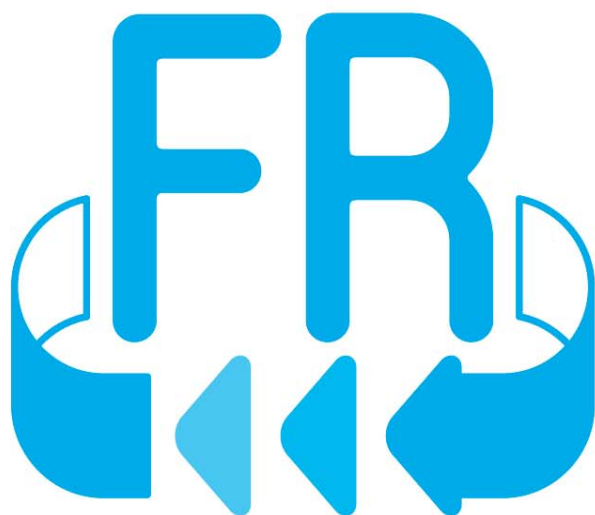
Q-23 レストランなどで提供される加工食品等へ識別マークを表示することはできますか。

A-23 識別マークを付与するには、食品リサイクル肥料や食品リサイクル肥料使用農産物の使用割合等がガイドラインに適合していること及びSEICAへの登録が必要です。

したがって、SEICAに登録していない食品には識別マークを使用することはできません。例えば店頭調理されたハンバーグに重量割合で5%以上の食品リサイクル肥料使用農産物であるタマネギが使用されていても、当該ハンバーグがSEICAへ登録されていなければ、ハンバーグに識別マークを使用することはできません。

ただし、例えば識別マークが付与されているナスの天ぷらを単品で提供する場合などは、ポップ等により原材料であるナスの来歴を表示することは可能です。また、サラダの一部としてレタスが使用されていて、このレタスに識別マークが付与されていれば、原材料であるレタスの来歴を表示することは可能です。また、前述のハンバーグの場合でも、ハンバーグの原材料であるタマネギについてその来歴をポップ等で表示することは可能です。

食品リサイクル製品－認証・普及制度



食品リサイクル
FOOD RECYCLE

平成21年4月から
スタートします。

環境にやさしい
マークが一つ
増えました。

財団法人 食品産業センター

環境を大切にする人の目印になります！ 食品リサイクル製品－認証・普及制度。

食品循環資源※から“肥料”をつくります。……肥料製造業者

この肥料を使って“農産物”を育てます。……農業者

この農産物を使って“加工食品”をつくります。……食品メーカー

これらの農産物や加工食品を購入します。……消費者

食品リサイクル製品－認証・普及制度は、循環型社会の形成に貢献する事業者や消費者の活動を応援するもので、食品循環資源でつくられた“肥料”を認証、この肥料を使用した“農産物”や“加工食品”に識別マークを付与する制度です。これらの製品や生産物には認証番号や識別マークが付けられるので、環境を意識した商品選択を行う消費者の目印になります。

※食品循環資源とは食品リサイクル法で食品廃棄物のうち肥料や飼料等に有効利用されるものをこう呼んでいます。



食品リサイクル製品識別マーク

このマークは、認証基準にもとづいて食品循環資源からつくられた肥料、この肥料を使用した農産物、この農産物を使用した加工食品に付けられるマークです。

環境にやさしい
商品を選ぶ
目印になるわ！

環境に配慮する
農家と企業を
応援できるわ！

肥料製造業者

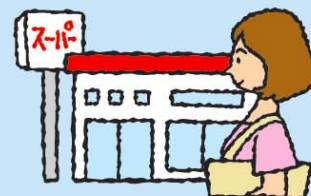
食品リサイクル肥料



リサイクル施設



調理くず・売れ残り等の
食品循環資源



スーパー、レストラン等

循環型
形

消費者・食品

食品だからできる
リサイクルが
あるんだね!

環境にやさしい
農業ができるぞ!

環境
美味

食品リサイクル肥料使用
農産物

社会の
成

食品リサイクル肥料
使用農産物
加工食品



食品メーカー



商品の履歴も
わかるので
安心だわ!

情報検索



http://seica.info

情報提供

食品リサイクル肥料の認証の仕組み

認証基準に沿って食品循環資源から肥料をつくり、認証機関に申請します。認証された肥料(食品リサイクル肥料と呼びます)には認証番号が付与され、識別マークを付けることができます。

認証基準

食品循環資源の使用割合、原料入手先、製造工程、品質基準等が基準に適合すること。

認証機関((財)日本土壤協会)

審査

認証



食品リサイクル肥料

申請

認証基準に沿って製造

肥料製造業者

食品リサイクル肥料を使用した「農産物」と「加工食品」の識別マーク付与の仕組み

それぞれのガイドラインに沿って生産・製造したものを、公的データベース SEICA(青果ネットカタログ)に登録します。登録したものには識別マークを付けることができます。

識別マーク付与ガイドライン

食品リサイクル肥料や食品リサイクル肥料使用農産物の使用割合等がガイドラインに適合すること。

農業者

食品リサイクル肥料を使って
ガイドラインに沿って生産

登録



食品リサイクル肥料
使用農産物

SEICA
[青果ネットカタログ]
http://seica.info

食品リサイクル肥料
使用農産物を使って
ガイドラインに沿って製造

登録



食品リサイクル肥料
使用農産物 加工食品

食品メーカー

※ 農産物や加工食品のトレーサビリティ情報を Web で提供する公的データベースです。誰でも無料で登録・閲覧ができます。



食品リサイクルを推進するために 二つの認証制度ができました。



一つは、環境や食品リサイクルに積極的に取り組む食品関連事業者を認証・登録する制度（**エコアクション21-食品関連事業者認証・登録制度**）です。もう一つは、食品循環資源からつくられた肥料を認証、この肥料からつくられた農産物や加工食品に識別マークを付与する制度（**食品リサイクル製品－認証・普及制度**）です。

優良な「食品関連事業者」と「食品リサイクル製品」。この二つを認証する制度で、環境意識の高い食品関連事業者、再生利用事業者、農業者の活動を応援するとともに、環境を大切にする消費者の商品選択シーンをサポートします。

食品リサイクルを推進する認証制度

食品リサイクル製品－ 認証・普及制度 (通称：製品認証・普及制度)



詳しくはこのパンフレットの
中面か下記ホームページを
ご覧ください。

<http://www.japan-soil.net>

エコアクション21- 食品関連事業者認証・登録制度 (通称：システム認証制度)

エコアクション21-食品関連事業者認証・登録制度とは？

エコアクション21のガイドラインに沿って、食品リサイクルと環境への取組を行っている食品関連事業者を適正に評価し、認証・登録する制度です。平成20年4月から始まりました。認証・登録された事業者は、パンフレットやカタログなどにエコアクション21の認証マークを使用することができます。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。
http://www.shokusan.or.jp/kankyo/shoku_ea21/index.html

食品リサイクル優良事業者



エコアクション21
[認証マーク]

お問い合わせ先

■企画制作／平成21年3月

財団法人 食品産業センター 技術部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

TEL.03-3224-2380 FAX.03-3224-2398

ホームページ ● <http://www.shokusan.or.jp>